Ｒ８企工　吉野川北岸工業用水道　管路調査業務　特記仕様書

（適用）

第１条　本特記仕様書は、「Ｒ８企工　吉野川北岸工業用水道　管路調査業務」に適用するものとする。

（総則）

第２条　本特記仕様書や設計図書に記載なき事項については、「徳島県土木工事共通仕様書　令和６年７月」によるものとし、本特記仕様書は徳島県土木工事共通仕様書より優先する。

（業務の目的）

第３条　本業務は、今切配水本管における管路の埋設位置や埋設深さ、腐食状況を確認するため、管路の外観目視を行い、外径や肉厚等を計測する管路調査を行うものとする。

（業務の内容）

第４条　業務の内容については、以下のとおりとする。

（１）掘削

・管路調査を行うための掘削箇所については、事前に監督員との協議により決定する。

・掘削後については、管路の表面や継手部を目視確認できるように清掃する。

・掘削については、埋設物や上空架線の確認を行う。

（２）発生土

・掘削により発生した土砂については、現場から仮置場へ搬出する。

・掘削により発生した土砂を埋戻しに利用するため、仮置場から現場へ搬入する。

仮置場：鳴門市大麻町東馬詰東五反野　徳島県企業局仮置場

（３）水替

・掘削時に発生した地下水や湧水については、工事用水中ポンプで排水する。工事用水中ポンプで排水した濁水をそのまま排水すれば、水路や河川が濁るおそれがあるため、鋼板製簡易水槽に濁水を溜めて、濁りを沈殿させてから上水を排水する。

（４）管路調査

・掘削後に管路の埋設位置や埋設深さを確認し、外観の目視や表面の触診を行うことで管路の腐食状況を確認する。次に管路の強靭化計画に必要となる管路の外径や肉厚等の計測を行う。

（５）完了検査

・完了検査に必要な書類（出来形図や写真等）を提出する。写真は、作業着手前・作業中・作業完了時の状況が確認できるものを提出する。写真の撮影箇所や頻度は監督員と協議を行う。

（事故報告）

第５条　受注者は業務履行中に事故が発生した際は、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに「徳島県土木工事共通仕様書」に基づく事故報告書を提出しなければならない。

（受注者の責務）

第６条　業務従事者として要求される注意義務を怠り、本業務の目的に反した履行を行ったことで物的損害や人的損害等が発生した場合、その責任は受注者が負うこととする。

（現場責任者）

第７条　受注者は、作業を円滑かつ確実に履行するため、作業計画の立案、工程管理及び精度管理を総括する者として現場責任者を定め、現場責任者届を契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１４日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。また、この通知書の内容が変更した場合も同様とする。

２　受注者は、現場責任者と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を監督員に提出しなければならない。

３　現場責任者は、現場作業期間を除く日はこの業務の履行期間内であっても、他の請負工事の現場代理人・専任を要する監理技術者・主任技術者（下請の場合も含む）及び別の維持管理業務の現場責任者として従事することを妨げない。また、専任を要しない請負工事（４５００万円未満）の主任技術者として従事する場合は、現場作業期間も含め、同様の取り扱いとする。

（その他）

第８条　仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて協議を行うものとする。